

「砂川市がん対策推進条例（案）の概要」にお寄せいただいたご意見と砂川市の考え方

○意見募集期間 平成28年10月1日～平成28年10月31日

○意見提出者数：3人（3団体）

○意見提出数：11件（個人0、団体11）

○意見要旨及び意見に対する砂川市の考え方

※意見などについては原文の通りとしていますが、一部読みやすくするため修正などを行っています。

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
1	4. 事業者の役割 事業者は、従業員ががんになっても働き続けられるよう、雇用環境の整備に努めてほしい。	条例案におきましては、事業者の役割のなかで従業員に対する取り組み等について、明らかにすることとしており、市としましても事業者と連携を図り、必要な施策に取り組んでまいります。
2	6. 教育関係者の役割 子どもの頃からがんに対する知識や検診などの情報を得ることができるよう、学校における教育に取り組んでほしい。	条例案におきましては、教育関係者の役割について明らかにすることとしており、市としましても教育関係者と連携を図り、必要な施策に取り組んでまいります。
3	7. がん診療連携拠点病院の責務 がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターが十分認知されていないことから、相談体制などの周知活動に取り組んでほしい。	条例案におきましては、がん診療連携拠点病院の責務について明らかにするとともに、相談支援や情報提供について充実を図るほか、市と連携してがんの予防及び早期発見等に取り組むこととしております。
4	8. がんの予防の推進 がん予防デイの設定など、がんの予防に関する意識の高揚について取り組んでほしい。	条例案におきましては、がんに関する知識の普及や予防の推進について必要な施策を実施することとしており、がんの予防に関する意識の高揚が図られるよう取り組んでまいります。

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
5	<p>8. がんの予防の推進</p> <p>喫煙及び受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ及び電子タバコも含める。理由は、①紙巻きタバコと同様にニコチンが含まれる。したがって、吐き出す呼気にもニコチンが含まれ、受動喫煙による急性心筋梗塞などのリスクがある。②紙巻きタバコと同様に種々の発がん性物質が含まれる。したがって、受動喫煙による肺がん・口腔がん・胃がん・腎臓がんなどのリスクがある。③紙巻きタバコと違い、発生する有害物質が見えにくい。したがって周囲の人々は受動喫煙を避けられず、かえって危険である。</p> <p>(このご意見は、9. 受動喫煙の防止対策の推進に対してのご意見と重複します。)</p>	<p>条例案におきましては、喫煙等の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する知識の普及啓発や予防の推進について必要な施策を実施することとしており、国や専門機関の客観的な研究成果を活用し、科学的根拠に基づく情報の提供に努めてまいります。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
6	<p>9. 受動喫煙の防止対策の推進</p> <p>たばこの煙やニオイの苦手な方が煙を避けることができるよう、受動喫煙防止を進めていくことに異議はございません。しかしながら、受動喫煙が疾病の原因であるという主張については、科学的に説得力のある形で結論付けられていないものと認識しております。よって「受動喫煙による健康被害を防止するため」との表現ではなく、「受動喫煙を防止するため」との記載に変更をお願い申し上げます。</p> <p>また、受動喫煙の防止対策には、空間分煙、換気措置、店舗の喫煙環境のお知らせなど様々な方法があります。労働安全衛生法の一部を改正する法律にても「事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」となっている事から事業者が実情に応じた措置を講ずる事が出来るように幅広い選択肢を許容すべきであると考えます。</p> <p>今後、本条例に基づく取り組みが、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策となるようお願い申し上げます。</p>	<p>条例案におきましては、健康増進法その他の関係法令の趣旨にのっとり、受動喫煙の防止に必要な措置を講ずることとしており、今後も国等の動向を注視しながら適切に取り組んでまいります。</p>
7	<p>9. 受動喫煙の防止対策の推進</p> <p>「必要な措置を講ずるものとします」⇒「必要な措置を講じ、また社会的ルールを整備するものとします」。国で受動喫煙防止法制定の動きがありますが、受動喫煙防止には社会環境・施策の整備だけでなく、法的ルールが不可欠です。法ができていないので、必要を見越して、現状では「社会的ルール」とでも入れてはどうでしょうか。</p>	<p>条例案におきましては、健康増進法その他の関係法令の趣旨にのっとり、受動喫煙の防止に必要な措置を講ずることとしており、今後も国等の動向を注視しながら適切に取り組んでまいります。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
8	<p>10. がんの早期発見の推進</p> <p>検診料の自己負担の引き下げや検診時間の拡大など、がん検診を受けやすい環境の整備に取り組んでほしい。</p>	<p>条例案におきましては、がん検診の受診率の向上や質の向上を図ることとしており、必要な施策を講じ、がん検診を受けやすい環境の整備に取り組んでまいります。</p>
9	<p>12. がん医療の充実</p> <p>終末期医療及び高度医療の充実に取り組んでほしい。</p>	<p>条例案におきましては、市は、がん患者がそのがんの状態に応じた質の高いがん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めることとしております。</p>
10	<p>15. がん患者等への支援</p> <p>がん治療に係る交通費や親ががんに罹患した母子・父子の子どもに対する支援に取り組んでほしい。</p>	<p>条例案におきましては、がん患者やその家族等の精神的、経済的な不安を軽減するため、必要な支援を行うこととしております。</p>
11	<p>15. がん患者等への支援</p> <p>オストメイト（人工肛門や人工膀胱保有者の方）用のトイレの設置や理解を深める啓発活動に取り組んでほしい。</p>	<p>条例案におきましては、がん患者やその家族等の精神的、経済的な不安を軽減するため、必要な支援を行うこととしております。</p>